

須坂市農業委員会 令和6年9月総会 議事録

- 1 招集 令和6年9月30日(月) 午後3時
- 2 開会 令和6年9月30日(月) 午後3時
- 3 閉会 令和6年9月30日(月) 午後3時18分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	7番	春原 博	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	8番	原千賀子	〃	16番	竹前 清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	9番	小林 昇	〃	17番	丸山 雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	10番	吉池寿一	〃	18番	吉田 幸夫
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	19番	小林 郁雄
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	20番	増田 光輝
〃	6番	丸山輝幸	〃				21番	市川 和志

- 6 欠席した農業委員 3番 湯本か代子
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 長野寛

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会9月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、湯本委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員
14人中過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長と
なり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。

残暑が厳しく農作業も大変だったと思いますが、実りの秋を迎え大変お忙しいと
ころ、9月総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは早速9月総会に移りたいと思います。

議長 9月提出分の2議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、1 番返町俊昭委員、2 番後藤文夫委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第 20 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 2 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、農業委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 20 号の 2 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議案第 16 号の No. 2 と No. 3 の 2 件について、不許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 20 号 2 件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 10 件を議題といたします。

最初に、No. 1 から No. 7 の 7 件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、農業委員さんで補足説明がございますか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第 21 号の No. 1 から No. 7 の 7 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 21 号の No. 1 から No. 7 の 7 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、No. 8 から No. 10 の 3 件について、審議いたします。

議長 事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、農業委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようですので、農業委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

No. 8 から No. 10 の 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 21 号の No. 8 から No. 10 までの 3 件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数

事務局
議長

3件について事務局の説明を願います。

（議案書に基づき朗読、説明。）

この件について、ご質問はございませんか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

これもちまして、9月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。